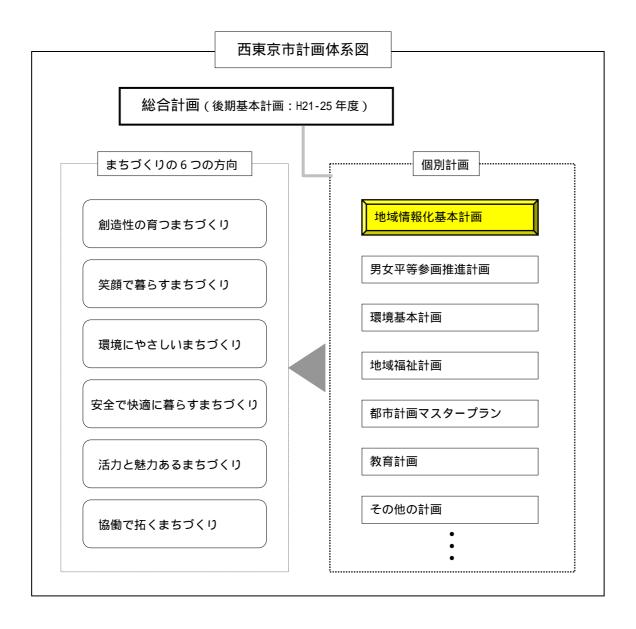
2 地域情報化基本計画の位置づけ

2.1 総合計画との関係

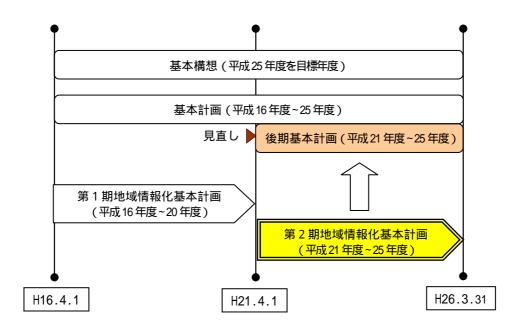
地域情報化基本計画は、西東京市の総合計画(基本構想と基本計画から構成されています。) の後期基本計画における個別計画として位置付けられています。すなわち、後期基本計画にお けるまちづくりを地域情報化の側面から支えていく計画が第2期地域情報化基本計画(以下「本 計画」といいます。)という関係になります。

市では、総合計画が掲げるまちづくりの6つの方向性(創造性の育つまちづくり、 笑顔で暮らすまちづくり、 環境にやさしいまちづくり、 安全で快適に暮らすまちづくり、 活力と魅力あるまちづくり、 協働で拓くまちづくり)を複数の個別計画がそれぞれの側面から支えて、理想のまちを実現しようとしています。



2.2 計画期間

本計画の計画期間は、総合計画における後期基本計画の計画期間と整合性を図るため、平成21年度(2009年度)から平成25年度(2013年度)までの5年間とします。



2.3 計画の推進

本計画の施策を着実に推進するため、実行計画を策定します。実行計画は、5年間を計画期間とし、急速に進展するICTや国の情報化施策、社会情勢、市の財政状況などに対応するため、毎年施策事業の見直しを行い、施策の実現に向けて取り組みます。施策事業の見直しにあたっては、より効果的に推進するために、目標の管理や費用対効果の視点などを取り入れたPDCA5サイクルに基づいて実施します。

また、本計画の5年間の実施の成果を測り、その見直しをもとに次期計画を策定する際にもPDCAの手法を活用します。そのため、市のまちづくりに地域情報化の側面からいかに貢献したかを評価するための指標を、後期基本計画と連動して設定します。ただし、この指標は、後期基本計画策定に伴う市民意識調査における満足度を根拠としているため、本計画の成果だけに左右されるものではないことに留意する必要があります。

なお、地域情報化を推進する庁内の体制として、CIO⁶(最高情報責任者)を本部長とする情報 化推進本部が設置されています。情報化推進本部は、地域情報化や電子自治体を推進するための計 画の策定や実施、庁内の情報システム導入などについて総合的、横断的な立場から審議する機関で、 CIOを補佐し専門的な助言を行う情報政策専門員とともに、市の地域情報化を推進しています。

⁵PDCA:Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)の繰り返しによって、継続的に業務を改善する管理手法のこと。

⁶ CIO:情報に関する政策や戦略を統括する最高責任者。Chief Information Officer の略。西東京市においては、 副市長がCIOの任にあたっている。